

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針（BCP）

国際教養大学

段 階	授業（講義等）	学内会議	施設利用 （寮・宿舎）	施設利用 （寮・宿舎以外）	学生の課外活動	事務体制
0 通 常						
1 一 部 制 限 （県内に感染者が発生しているが、限定的で感染拡大の恐れが認められない場合）	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、通常どおり対面授業を中心に行うが、必要に応じてオンライン授業を実施	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、通常どおり対面会議を中心に行うが、必要に応じてオンライン参加を推奨	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、通常どおり居住を可とするが、必要に応じて自宅に戻ることを勧奨	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、施設の利用を一部制限	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、原則活動を認めるが、必要に応じて制限等を勧奨	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、ほぼ通常の勤務を実施
2 制 限 - 小 （県内に感染者が発生しており、感染拡大の恐れが認められる場合）	オンライン授業のみ	対面会議は必要最小限とし、可能な限りオンライン会議に移行	原則として、学外への退去を指示	利用制限	全面禁止 （オンラインによる活動は可）	分離オフィスや自宅利用型テレワークでの勤務を推奨 （努力目標：職員数の3分の1ずつ）
3 制 限 - 中 （県内の感染者が増加傾向にあり、感染拡大の恐れが高い場合）	オンライン授業のみ	原則として、オンライン会議のみ	原則として、学外への退去を指示	利用禁止	全面禁止 （オンラインによる活動は可）	分離オフィスや自宅利用型テレワークでの勤務を指示 （職員数の3分の1ずつ）
4 制 限 - 大 （県内の感染者が急激に増加し、感染拡大の恐れが極めて高い場合）	オンライン授業のみ （教員が自宅等学外からオンライン授業を行うことを推奨）	オンライン会議のみ	学外への退去を指示 （寮・宿舎を閉鎖）	利用禁止	全面禁止 （オンラインによる活動は可）	重要な事務を継続するために必要最小限の人数の出勤を認め、原則自宅利用型テレワークに移行
5 原 則 停 止 （学内で発生し感染がまん延する恐れがある場合）	オンライン授業のみ （教員が大学内からオンライン授業を行うことを全面禁止）	オンライン会議のみ （自宅利用型テレワークを利用）	学外への退去を指示 （寮・宿舎を閉鎖）	利用禁止	全面禁止 （オンラインによる活動は可）	出勤して行う必要がある緊急な業務以外は、自宅利用型テレワークで実施

※この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。